

電気事業法等に基づく手続きの取り扱いについて
新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえたお願い（再周知）

令和2年4月9日
中部近畿産業保安監督部
近畿支部電力安全課

平素より、電気保安行政にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

昨日（令和2年4月7日）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象として発令されました（緊急事態措置を実施すべき期間：令和2年5月6日まで）。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課で受付をしている電気事業法等に基づく各種申請・届出の窓口における受付・相談は、当面の間、原則として行わず、郵送にて対応をお願いすることといたしましたので、お知らせいたします。

郵送の際は、提出用の正本に加え、返信用封筒（切手貼付、返信の宛先を記載）及び副本（正本の表紙のコピー）をご同封下さい。副本に受領印を押印の上、返送させていただきます。

○主な手続きの例

- ・自家用電気工作物に係る届出（外部委託、保安規程、選解任届出等）【自家用係宛】
- ・火力発電所に係る届出（保安規程、選解任届出等）【火力係宛】
- ・ばい煙発生施設に係る届出（氏名変更、工事計画届出）【環境係宛】
- ・PCB含有電気工作物に係る届出（設置、管理状況、廃止届出等）【環境係宛】
- ・電気工事業法及び電気工事士法に関する届出【技術係宛】
- ・使用前自己確認届出【新エネルギー係宛】

○郵送先

〒540-8535 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

※ なお、工事計画届出、主任技術者免状交付申請、火力発電所及びばい煙発生施設に係る届出につきましては、まずは下記の問い合わせ先へ、御連絡をお願いいたします。

- ・自家用電気工作物に係る工事計画届出【06-6966-6047】
- ・火力発電所、ばい煙に係る届出、BT主任技術者免状交付申請
【06-6966-6048】

- ・電気主任技術者免状交付申請【06-6966-6052】
- ・太陽光・風力・水力発電所に係る工事計画届、ダム水路主任技術者免状交付申請
【06-6966-6056】

※ 問い合わせ先の詳細やよくある質問は、以下のウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/tel/tel.htm>